

第39回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

日 時：令和4年8月18日（木）

場 所：高崎市役所本庁3階 31会議室

- 議 事 （1）水道料金の経過措置期限の延長について
（2）下水道使用料の経過措置期限の延長について

報 告 水道局及び下水道局の業務内容について

出席委員13名（敬称略）

委員 氏橋 宣之
委員 大澤 博史
委員 大西 勉
委員 長壁 真樹
委員 加藤 美智子
委員 神戸 陽子
委員 熊谷 佐知恵
委員 佐藤 孝夫
委員 清水 公美
委員 中島 輝男
委員 野矢 洋一
委員 萩原 孝吉
委員 松田 尚

市側出席者10名

上下水道事業管理者	新井 俊光
経営企画課長	清水 孝之
料金課長	小山 和寛
工務課長	春山 利幸
浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克
総務課長	中曽根 哲哉
整備課長	佐藤 善信
維持管理課長	本田 時人
施設課長	関根 裕之

事務局6名

経営企画課総務担当係長 吉田 大徹

経営企画課計画担当課長補佐	俣田	康德
経営企画課財務担当課長補佐	岡田	義紀
経営企画課総務担当主査	清水	仁子
経営企画課総務担当主任主事	清水	彰人
総務課財務担当係長	三浦	昌弘

1 開 会 午前10時00分

2 あいさつ

○新井上下水道事業管理者

3 委員及び市職員の紹介

- 出席委員を紹介
- 市職員は自己紹介

4 会長・副会長選出

○大西委員を会長に、野矢委員を副会長に選出

5 議 事

- 委員20名中13名が出席したため、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告
- 新井上下水道事業管理者から大西会長へ諮問書を交付
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、大西会長が議長となり議事を進行
- 議長が会議録署名委員に氏橋委員、加藤委員を指名

○経営企画課係長

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となっていていただくことになっておりますので、大西会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な進行が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、会議録に署名していただく委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員につきましては、氏橋宣之委員、加藤美智子委員を指名いたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただ

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事（１）の「水道料金の経過措置期限の延長について」事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課長

それでは、水道料金の経過措置期限の延長について、ご説明いたします。

「資料１-１」の１ページをご覧ください。「１ 合併時の調整方針」でございます。

本市は、これまで３度の合併をしておりますが、（１）から（３）に記載のとおり、いずれの合併におきましても、「事業の執行に支障が生じる等、料金の見直しが必要となった時点で、段階的に統一に向け調整する」旨の調整方針となっております。

合併前の旧地域におきましては、それぞれ独立した水道事業体として、供給に要した経費を住民の皆様にご負担いただきながら事業運営をしてきた経緯がございまして、それぞれの地域で異なった料金の体系が設定されており、合併後におきましても、合併協定に基づきまして、そのままそれぞれの料金体系を継承しているものとなります。

続きまして、「２ 料金体系延長の経緯」について、ご説明いたします。これまで、現行の料金体系で事業の執行に支障が生じていないことから、令和５年３月３１日まで現行の料金体系を延長することでご議決をいただいております。なお、吉井地域におきましては、事業の執行に支障はございませんでしたが、合併後１０年を経過する中で、料金統一に向けた第１段階として、平成３０年４月１日より、高崎地域と同様に口径別であった基本料金を高崎地域に合わせ統一をしております。

続きまして、「３ 財政状況の見通し」でございます。財政状況の見通しにつきましては、高崎市水道ビジョン２０２１改訂版におきまして、令和３年度から令和１２年度までの計画期間について検証しております。同ビジョンにつきましては、令和２年度に開催されました第３７回及び第３８回の本審議会にて審議、答申をいただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

最初に（１）投資試算でございますが、水道施設の耐震化や施設の更新を進めていくための建設改良事業を実施した場合の投資額について、試算いたしました。２ページの《計画期間内の改良事業及び投資額》の表をご覧ください。管路の耐震化で１１１億円、老朽化した浄水施設の更新で７６億円、配水設備整備拡張事業及び負担工事業などで７４億円を試算しております。

次に（２）財源試算でございますが、（１）で説明させていただいた投資試算で実施する事業費の財源についての試算でございます。①の料金収入につきましては、これまでの実績値から今後も減少を続けることと試算しております。下にグラフが

ございますが、令和元年度で決算額では57億円3千万円の給水収益が令和12年度では51億円2千万円に減少する試算結果となっております。

②の企業債につきましては、経営改善のためには企業債残高を減少させる必要があるため、今後は償還額を超えない範囲で発行額を設定いたします。3ページにグラフがございますが、「企業債残高・発行額・償還額の試算」及び「企業債残高対給水収益比率、企業債元利償還金対料金収入比率の試算」につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に(3)投資以外の経費の試算でございますが、令和元年度の実績値などから推計を行った上で試算しております。その推計方法につきましては、下の表のとおりでございます。

4ページをご覧ください。(4)運転資金でございます。計画期間内においては、流動資産から流動負債を控除した運転資金は減少することと想定しますが、事業執行に支障のない経営状況が保たれるものと試算しています。下の表は「運転資金の推移の試算」でございますが、計画期間の最終年度である令和12年度におきましても、運転資金は33億円と試算しており、目安の30億円以上となっております。

最後に(5)投資・財政計画でございます。これまでの試算を踏まえ、計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を作成しております。計画期間内においては、全ての年度で当年度純利益が見込まれておりまして、最終年度である令和12年度におきましても、1億257万7千円の当年度純利益を見込んでおります。なお、「投資・財政計画」についての詳しい数値につきましては、「資料1-2」をご用意させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして、「4 現行の水道料金体系の維持について」、ご説明いたします。水道料金の引き上げの基準につきましては、水道事業を経営するにあたり、「資金の不足額が生じること」又は「単年度欠損金(単年度赤字)が発生し続ける状態となること」となりますが、下記(1)及び(2)に記載しているとおり、現時点において、令和12年度までに資金の不足及び単年度欠損金が生じることとは想定しておりません。

従いまして、現行の水道料金において、事業の執行に支障が生じていないため、合併時の調整方針に則り、現行の料金体系を引き続き延長するものとし、その期限を令和10年3月31日とするものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見等がございましたら、

お願いいたします。

それでは、私から一つ質問させていただきます。エネルギー関係の料金が最近、高騰していますが、このことが料金に影響することはないでしょうか。

○経営企画課長

会長からのご指摘のとおり、電気料金等高騰しているところでございますが、現状で言いますと、料金には差し支えない状況となっております。

○会長

ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。

ご意見がないようですので、水道料金の経過措置期限を延長することについて妥当である旨、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(全委員 異議なし)

それでは、議事（１）の「水道料金の経過措置期限の延長について」の審議を終了いたします。

○会長

続きまして、議事（２）の「下水道使用料の経過措置期限の延長について」事務局より説明をお願いいたします。

○総務課長

それでは、下水道使用料の経過措置期限の延長について、ご説明いたします。

「資料２－１」の１ページをご覧ください。「１ 合併時の調整方針」と「２ 使用料体系延長の経緯」につきましては、水道料金と同じ内容でございますので、省略させていただきます。

まず、「３ 財政状況の見通し」でございますが、令和２年度に「高崎市下水道事業経営戦略」を策定いたしまして、令和１２年度まで使用料体系を維持しても経営に支障がないことを確認しております。なお、水道ビジョンと同様に、この経営戦略につきましても、令和２年度の本審議会において、審議、答申をいただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

はじめに１ページの「（１）損益の見込み」をご覧ください。まず、①の経常収益でございますが、使用料収益は、処理区域内人口及び有収水量の推計、並びに過去１０年間の実績を踏まえて予測したところ、水需要は減少傾向にあるものの、今後も、公共下水道未普及地域への整備を計画的に実施することにより、新たに公共下水道を利用する人は増加するため、令和１２年度まで毎年３９億円を維持できると見込んでおります。また、使用料以外では、雨水処理経費に対する一般会計から

の繰入金収益が増加する見込みであるために、収益全体で増加すると見込んでおります。

次に②経常費用につきましては、人件費は増加することなく維持可能なものの、管きょや施設の老朽化対応や緊急修繕にかかる費用は年々増加する見込みです。また、起債残高の減少に伴い支払利息は減少する一方で、管きょ延長の増加により減価償却費は増加するため、費用全体も年々増加すると見込んでおります。

これらに基づき損益を試算しますと、2ページの③純利益の確保に示したとおり、令和12年度まで毎年約10億円程度の純利益を確保できる見込みとなっております。

次に「(2) 建設投資とその財源の見込み」をご覧ください。まず、①建設改良費でございますが、下水道未普及地域の解消を図るための管きょ布設事業や、老朽化する施設の延命化を図るための施設改良事業など、令和12年度まで毎年40億円前後の投資を計画しております。

次に②財源となる企業債の発行と償還につきましては、まず企業債でございますが、令和4年度以降は毎年12億5千万円の発行に抑制いたします。これにより、償還額はピークの令和4年度の31億2千万円から令和12年度には21億8千万円に減少、残高もピークの令和元年度の413億円から254億円に減少する見込みでございます。

次に、3ページ③企業債以外の財源でございますが、国や県の補助金につきましては、年度によりバラツキがあるものの、毎年10億円前後を見込んでおります。また、企業債や補助金等の対象にならない事業については、減価償却費相当額が由来の「損益勘定留保資金」や「積立金」などから構成される「補填財源」、いわゆる自己資金を財源にするわけですが、令和12年度まで財源の不足が生じることなく、事業を実施できることを確認いたしております。

なお、これまでご説明申し上げました数値等につきましては、別紙「資料2-2」 「高崎市下水道事業経営戦略」の「投資・財政計画」からの抜粋となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に「4 現行の下水道使用料体系の維持について」でございますが、只今ご説明させていただきましたとおり、「高崎市下水道事業経営戦略」において令和12年度まで継続的な純利益の確保と資金の維持が見込め、健全な経営に支障がない状態でございますので、合併調整方針に則り、現行の使用料体系を維持させていただきます。なお、使用料体系の経過措置期限につきましては、これまでと同様に5年間とし、令和10年3月31日とさせていただきます。

説明は以上とさせていただきます、よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

それでは、私から一つ質問させていただきます。高崎市の下水道の普及率はどれくらいでしょうか。

○総務課長

人口ベースに算定した人口普及率でございますが、令和3年度末で74.3%になっております。

○会長

ありがとうございます。普及率は100%にいつかなるのでしょうか。

○総務課長

普及率は、人口ベースになりますが、人口100に対して市内全域に下水道を整備するという計画はございませんので、将来的に今計画している地域で90%ちょっとになるかと思えます。ただ、これが将来の見込みですので、現在のところ正確な数字はお答えできませんけれども、そのような状況で整備しております。

○会長

ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。

ご意見がないようですので、下水道使用料の経過措置期限を延長することについて妥当である旨、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(全委員 異議なし)

それでは、議事(2)の「下水道使用料の経過措置期限の延長について」の審議を終了いたします。

6 報 告

○会長

続きまして、本日の報告に移ります。

報告(1)「水道局及び下水道局の業務内容」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課長

経営企画課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、水道局・下水道局における人事・給与などの事務、水道事業につきましての調査・認可申請、予算の編成、工事等の入札の執行、上下水道事業につきましての決算の調製、現金・資産等の管理、資金運用や出納の事務、本審議会や簡易水道事業運営審議会に関することなどでございます。

その中でも、特に委員の皆様、市民の皆様に身近に感じられる業務内容としましては、ご家庭で水漏れなど、水のトラブルが発生した場合、指定給水装置工事事業者へ修繕等をお願いするかと思いますが、そのような事業者の指定・更新業務も行っております。

この他、広報も行っておりまして、参考資料として配付させていただきました広報誌「水のめぐみ」の発行をしております。こちらは、年2回、広報高崎と併せて全戸配布をしております。また、毎年6月1日～7日に全国的に実施されております「水道週間」の時期に合わせまして、関連イベントなどを行い、市民の皆様に水道についてより親しんでいただけるよう努めております。

本市では水道用水の3割弱を烏川から取水していますが、安定した水の確保のため、上流の倉渕地域にあります水源かん養林の整備なども行っております。

以上、経営企画課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○料金課長

料金課の業務でございますが、資料に記載のとおり、大きく分けると水道料金及び下水道使用料に関連する業務と給水装置全般に関する2つの業務を担当しております。

まず初めに水道料金・下水道使用料の調定及び請求収納業務でございますが、検針員による水道メーターの計量から始まり、調定と言われる料金の確定、納付書の発送、納付確認、そして、未納の方に対しての督促、催告、停水予告、停水執行までの一連の収納対策を行い収納率の向上に努めております。

2点目といたしましては、給水装置全般に関する業務でございます。具体的には、個人住宅やマンションなどの共同住宅、商業施設、工場などの新設や改造に伴う給水工事の事前協議、審査及び施工現場の検査を実施しております。

また、水道メーターでございますが、計量法の規定により、正確な使用水量を計量するため8年ごとに交換業務を行っております。これらは、市民の皆様に安心安全な水を使用していただくための環境を提供するための業務でございます。

以上、料金課の業務概要につきまして説明を終わらせていただきます。

○工務課長

工務課の主な業務でございますが、資料に記載がありますとおり、水道施設の設計及び施工に関すること、給配水管の新設及び改良工事や維持管理業務、消火栓の新設及び修繕工事に関すること、漏水防止に関することを行っております。

令和4年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給配水管の維持管理業務を行うものでございます。また、水道管路の耐震化につきましても、耐震管へ布設及び布設替を進めているところでございます。

最初に管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、石綿セメント管を含む老朽管の更新を行い、漏水や破損及び濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業で

ございます。

次に配水設備整備拡張事業でございますが、地元陳情を含め、水道水の安定的な給水確保と、災害時等の弾力的な水運用を図ることを目的といたしまして、必要に応じ配水管を布設し、整備を行う事業でございます。

次に給・配水管の維持管理でございます。こちらは漏水等修繕対応でございますが、市民等からの通報に対しまして、迅速に現場調査を行い、漏水等修繕を実施いたします。

また、他の道路占用者や道路管理者からの依頼による、給・配水管の改造工事、消防局管理の消火栓等修繕依頼工事、土木工事等による水道管破損修繕工事につきましても、併せて迅速に対応しております。

以上、工務課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○浄水課長

浄水課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、浄水場の運転管理業務、水道水などの水質検査業務及び水道施設の設計施工・維持管理業務を担当しております。

運転管理業務につきましては、若田浄水場を含め市内25ヶ所の浄水場が24時間365日稼働しており、川の水や、湧き水、地下水などを取水して浄水処理を行い、浄水場から水道水を送水しております。

水質検査業務につきましては、水質検査計画に基づいて市内の各浄水場から供給している水道水の検査を実施しており、国が定める51項目の水質基準に適合した安全で良質な水であることを厳しくチェックしております。また併せて、水源の汚染を監視する目的で原水の水質検査も行っております。

水道施設の設計施工・維持管理業務につきましては、地震や台風などの自然災害や渇水対策など多角的な視点で検討し、災害に強い水道施設を整備するとともに、老朽化した設備や施設の更新や修繕工事を行っております。

以上、浄水課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○総務課長

下水道局総務課の主な業務でございますが、資料に記載のとおり、公共下水道事業に関する長期的な全体計画や、中期的な事業計画、財政計画を策定しています。また、今後1年間の事業を行うための計画として予算を編成しています。この予算に基づいて行われる工事等の入札執行や契約に関する事務、これらの工事等の財源となる国庫補助金や企業債の申請業務を行っております。また、ご家庭の排水設備工事を行うことができる下水道排水設備指定工事店の指定に関する業務を行っております。

このうち、指定工事店ですが、排水設備の工事を行う際には、一定水準以上の知識と技術を持ち、上下水道事業管理者の指定を受けた指定工事店でなければ工事ができません。皆様のご家庭や事業所で排水設備の工事を行うときは、指定工事店に

依頼していただきますようお願いいたします。

また、市民の皆様にご負担いただく業務としまして、下水道が整備されたことによって恩恵を受ける方に建設費の一部を負担していただく制度として、分担金及び受益者負担金に関する業務を行っています。

このほか、県内31の自治体等で構成されている群馬県下水道協会の協会長都市として事務局業務を行っています。この協会は、各市町村の指定工事店への専属が義務付けられている責任技術者の資格認定試験や更新講習の実施、4,000人余りの資格者の資格管理などの業務を行っています。

以上、下水道局総務課の業務の説明とさせていただきます。

○整備課長

整備課の主な業務内容について説明させていただきます。整備課では資料にも記載がありますとおり、公共下水道事業の污水管きょ整備、及び市街化区域において道路側溝等から集められた雨水を排水するための雨水幹線の整備を行っております。

污水管きょ整備としましては、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道管の整備を行っております。また、下水道の整備が完了し、共用開始となった地域の下水道未接続家屋へ訪問し、水洗化の向上を図るための普及促進活動も行っております。

雨水幹線整備としましては、都市化の進展に伴い、雨水が地下に浸透しにくくなったことにより流出量が増大し、集中豪雨における家屋の浸水や道路冠水などの都市型浸水被害が多く発生していることから、市民の生命と財産を守るため、計画的に雨水幹線の整備を行い、浸水被害の解消、軽減を図っております。

今年度の主要事業としましては、污水管きょ工事は、約11,400m、51ヘクタールの整備を予定しております。また、雨水幹線工事につきましては、約158mの整備を予定しておりますので、よろしくご依頼いたします。

以上、整備課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○維持管理課長

維持管理課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、公共下水道の維持管理に関するものと排水設備に関する業務でございます。

公共下水道の維持管理に関しましては、下水道管路やマンホールが不具合なく安心して使用できるよう継続的に点検し、必要な修繕や清掃を行います。また、管路の保護並びに河川等の水質保全と健全な下水処理のために、事業場排水の水質監視と指導を行います。

次に、排水設備に関する業務です。排水設備とは家庭のトイレや洗面所、風呂や台所などから排除される水を流す管や枳等です。その排水設備が正しく下水道本管に接続されるか、その構造が法令の基準に適合するか、指定工事店から提出される申請書を審査し、工事終了後には現地での確認と完了検査を行います。

今年度の主要事業としましては、「下水道管路施設長寿命化対策」の実施でございます。歴史の古い高崎市の公共下水道管きょの中には、布設後50年以上を経過したコンクリート管が高崎駅周辺の中心市街地にありますので、老朽化での破損による道路陥没や下水道管閉塞等の事故を未然に防止するため、下水道管の内側を新たな管で補強する更生工事を計画的に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、維持管理課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○施設課長

施設課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、「阿久津水処理センター」、「城南水処理センター」、及び「榛名湖水質管理センター」の3箇所の下水处理場と市内110箇所のポンプ場を運転・管理し、下水を処理し、河川など公共用水域の水質保全を図る業務を行っております。

また、各下水処理場の運転・管理の一環として、水質汚濁防止法及び下水道法に基づき、排水基準42項目と処理施設の維持管理に必要な水質検査を通年において実施しております。

その他、汚水処理施設が安定して稼働できるように、施設の新設や改良、更新工事などの建設改良事業を、「処理施設ストックマネジメント計画」に基づき、国の補助を受けながら計画的に進めております。

今年度の主要事業といたしましては、「阿久津水処理センター」では、老朽化した設備等の改築、更新及びB系沈砂池設備の増設工事を昨年度から継続して実施し、「城南水処理センター」においても、老朽化した返送汚泥ポンプ等の設備の更新工事を実施します。

また、「ポンプ場事業」においても、施設の改築・更新、特に老朽化した下和田ポンプ場の改築工事を昨年度から継続的に実施します。

以上、施設課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

上下水道局の業務内容の説明が終わりました。何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

○萩原委員

上水道について2点質問させていただきます。

有収率は今のところ何パーセントくらいでしょうか。

昨今の温暖化の影響で、取水量あるいは水質について変化がありますか。

○経営企画課長

まず1点目の質問の有収率ですが、令和3年度で88.15%となっております。

○浄水課長

2点目の取水量につきましては、特段減った等はなく、計画どおり取水できております。水質に関しましても、河川の水源において、水質検査をしておりまして、異常値は見当たらないという状況でございます。

○萩原委員

ありがとうございました。

有収率88.15%は全国的に見てどうでしょうか。

○経営企画課長

有収率ですが、全国平均では、89.8%となっております。

○萩原委員

概ね平均どおりということですね。

ありがとうございます。

○会長

その他、ご意見ございますでしょうか。

それでは、意見がないようですので、次の報告(2)「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課係長

報告事項の「その他」として、本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしましたご質問につきまして、回答をさせていただきます。今回は、小林委員、野矢副会長よりご質問をいただいております。

委員ごとに各課長より回答させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○工務課長

小林委員より、「地震対策として、どの程度の震度まで水道管の破損が生じない制度設計となっているのかお教え願いたい。また、地震により水道管が破損した場合、大規模な断水となるおそれがあると思われるが、緊急な給水対策として、どのような対策を検討しているか。水道管の破損に対して、規模にもよるが、復旧工事は、最大どの程度の時間がかかると予測しているか。」というご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

地震対策としては、「高崎市水道管路耐震化指針」に基づき口径ごとに採用管種を決めており、φ50～150mmについてはポリエチレン管を、φ200mm以上はダクタイル鋳鉄管を採用しております。また、水道管を使用期間中に1～2回程度発生する確率を持つ地震動でも、生ずる損傷が軽微であり機能に重大な影響を

及ぼさない管種を採用しております。

水道局では、緊急な給水対策として現在、給水車を3台配備しており、断水時での応急給水に対応することとなっています。

また、断水が広範囲や長期にわたる場合に対応するため、市内11箇所に設置している耐震性貯水槽により飲料水が確保されており給水拠点となっています。

なお、災害時に対応するため日本水道協会との災害時相互応援協定に基づき、応援要請を行い、県内外の水道事業者より給水活動の協力を受ける体制を取っております。

また、民間事業者と災害時の給水協定を締結しており、病院・学校・避難所・耐震性貯水槽など大量の給水を必要とする施設への補給給水も可能となっています。

水道管の復旧工事に関しては、破損状況、断水の影響範囲等規模により様々であり、復旧時間等は設けてはおりませんが、早急な復旧工事に対応するため、高崎市水道工事業協同組合に緊急修繕業務委託をしており、早期復旧を行うための体制を取っております。

○整備課長

小林委員より2つ目の質問として、「下水道に関して従前は、田畑などがあり集中豪雨があっても、市街地の田畑が自然の遊水地となっており、溢水を防いでいた。近時は、田畑に家が建ち、遊水地としての機能がなくなり、特に問屋町付近から大量に雨水が飯塚地区に流下し、雨水が下水道に流れ込み、下水道としての処理能力を超えてしまい下水道のマンホールから下水が地表に逆流する事態が生じたりしている。集中豪雨時の、急激な自然排水増加に対して、下水道局では、どのような対策を検討しているのかご教示願いたい。特に人口遊水地の設置などの対策例があれば、教えていただきたい。」という質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

ご質問のありました問屋町・飯塚町周辺の雨水排水につきまして、下水道局では浜尻町に雨水管を布設し、既存の雨水排水管を利用して、井野川水系の浜尻川・一貫堀川へ排水しております。しかしながら、集中豪雨時などは井野川の水位が上がることで周辺河川の水位も上がり、接続している雨水排水管が満水になり、排水することが出来ずに浸水が発生してしまう状況となっております。

県では烏川圏域河川整備計画の中で井野川整備計画として調整池の計画が策定されております。調整池に新たな雨水排水路の接続が可能な状況であれば、新たな雨水幹線の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、下水道局の雨水対策事業では、粕川第2排水区（競馬場通り線：中居町・矢中町）や烏川左岸第9排水区（県道和田多中・倉賀野線：倉賀野町）などの地区で雨水幹線を整備してまいりました。

現在、市内の雨水対策事業では、一貫堀川第9排水区（環状線：上大類町）や新町中排水区（新町支所周辺）の雨水幹線整備事業を実施し、豪雨時の被害軽減を図っているところでございます。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、野矢副会長からの質問について、事務局より説明をお願いいたします。

○料金課長

野矢副会長より「水道・下水道料金の他市との比較」について、ご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

高崎地域の家庭用として、主に使われております口径13mmのメーターで、令和3年度実績の1件当たり2ヵ月分の平均水量28m³をベースにして、他市と比較しますと、県内12市の中では、1番安い料金体系となっております。

また、全国の中核市62市と比較しますと、11番目に安い料金体系となっております。中核市全体の上下水道料金の平均額7,245円に対して、高崎市は1,207円低い6,038円でございます。

○工務課長

野矢副会長より2つ目に、「上下水道老朽管の整備状況と今後の見通し、中・長期計画についてご教示願いたい。」という質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

令和3年度における老朽管の整備状況は、約12.3kmの更新を行いました。水道管は埋設後40年を経過した管が老朽管と表現されます。しかし40年を経過しても健全に使用できる管路も多くあります。適切に維持管理することにより老朽管を延命でき、必要箇所の更新が可能となります。今後についても例年同等の延長を更新できるよう、既設管路の更新における優先順位を的確に判断し、老朽管を更新してまいります。

○維持管理課長

続きまして、下水道について回答いたします。平成2年度より老朽管及び侵入水対策として下水道管更生を行っており、令和3年度末までに約55kmの管更生工事を実施しております。

今後につきましては下水道ストックマネジメント計画の策定により下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理及び施設改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することにより予算の平準化を図り、下水道事業の持続的かつ安定的な運営に努めてまいります。

○会長

ありがとうございました。野矢副会長、いかがですか。

○副会長

ご回答ありがとうございました。

○会長

その他、委員の皆様からご質問はございませんか。

一点私からよろしいでしょうか。

水道局独自の CO2 排出削減など、環境面における取り組み等がありますでしょうか。

○経営企画課係長

ご質問につきましては、後日確認し回答させていただきます。

(別紙回答)

○会長

よろしくお願ひします。

これで本日の予定は全て終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。円滑な議事運営へのご協力、大変ありがとうございました。

7 閉 会 午前 11 時 10 分

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員

(別紙)

後日回答内容

(質問)

水道局独自の CO₂ 排出削減など、環境面における取り組み等がありますでしょうか。

(回答)

水道局では、水道施設における再生可能エネルギーの導入として、標高差を利用した小水力発電施設を設置し、若田浄水場で年間約 6.2 万 kWh、白川浄水場で約 4.6 万 kWh を発電しており、二酸化炭素抑制効果を上げています。

また、一般的に産業廃棄物として処理される浄水発生土について、セメント工場に搬入し、セメント材料として有効活用を図り、環境負荷の軽減に努めています。